

経営所得安定対策等大綱及び認定農業者制度説明会を開催

一月二十二日(日)午後一時三十分より市民センター第一会議室において「経営所得安定対策等大綱」及び「認定農業者制度」に関する説明会が開催されました。

この説明会は、「経営所得安定対策等大綱」により農業構造改革が指す具体的な姿が打ち出されたことをうけ、これまで認定を受けていないある程度の規模の農業者の方を対象に、新たな経営安定



対策など今後の国の支援策を周知するため、角田地域担い手育成総合支援協議会・角田市農業経営改善支援センター・角田市・角田市農業振興公社の主催により開催されたものです。

また、品目横断的経営安定対策の対象は「認定農業者」であることが要件とされたことから、認定農業者制度に関する説明会も併せて行われました。

経営所得安定対策については東北農政局消費・安全部地域第三課の渡辺邦雄課長より



ご説明いただき、大河原地方振興事務所調整指導班の高橋信行技師からは、経営所得安定対策等大綱に関する宮城県への対応についてご説明いただきました。

大綱では、米の生産調整支援策を見直し、生産者や生産者団体が主役となるシステム確立を目指すこと。また、望ましい農業構造の確立と国際競争力強化のため、担い手に対象を絞った経営安定対策の実施。さらに、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を目指し、地域の共同体

を対象とした資源環境対策を推進するといった内容が示されています。

特に経営安定対策の対象者を意欲と能力のある担い手に限定するため、認定農業者や、一定条件を備えた集落営農に対象を限定する方向性が示されていることから、担い手不在地域等における集落営農の推進とともに、認定農業者制度の活用と、地域における担い手の掘り起こしが急務となっております。

その、認定農業者制度については、農業振興公社の斎藤主事が説明を行い、認定農業者になるための申請関係については、農業振興公社の目黒乙彦農業経営指導マネージャが説明しました。

今後経営安定対策を有効に活用するためにも、農業経営を真剣に考えている意欲ある農業者は、農業経営改善計画を策定し、認定農業者として認定を受けることが、重要となってきました。

農業振興公社は、今後も認定農業者をはじめ、意欲ある農業者を応援します。